

エネルギー情勢を踏まえた電力の安定供給とカーボンニュートラルに向けた
取組の加速に関する連携協定書

東京都（以下「甲」という。）と東京電力ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、電力需給ひっ迫時に節電要請（効率的な電気の使用）が必要となる場合、又はその可能性がある場合における広域的な停電等を回避するための情報連携、また、カーボンニュートラルに向けた取組の加速に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、首都圏における電力需給の問題が都民・事業者等の生活・業務に直結することから、カーボンニュートラルの視点も踏まえつつ、電力需給ひっ迫時における広域的な停電等をできる限り回避するための取組を推進することを目的とする。

（電力需給ひっ迫に備えた対応）

第2条 甲及び乙は、電力需給ひっ迫時等に、次に掲げるとおり、電力確保に向けた取組を着実に実施する。

- （1）乙は、国や電力広域的運営推進機関の審議結果に基づき、安定供給確保のため追加的な供給力対策（kW 公募）の実施や燃料の調達（kWh 公募）を実施する。
- （2）甲は、インセンティブを付与する節電マネジメント（デマンドレスポンス）について、各事業者の取組を広く周知するなど、普及拡大につながる取組を行う。
- （3）乙は、電力需給ひっ迫時等に利用者の節電行動を促すため、節電のインセンティブを付与する家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）の導入に努める。
- （4）甲は、電力需給ひっ迫に備えるため、他自治体と連携し、都民・事業者等に対し、節電行動等の呼びかけを行う。

（適時かつ分かりやすい情報開示及び情報発信）

第3条 甲及び乙は、次に掲げるとおり、電力需要状況に関する情報の開示及び発信を相互に協力して行うものとする。

- （1）甲及び乙は、エネルギーの安定確保につなげる観点から、相互に協力し、省エネや節電行動に関する情報発信を行う。
- （2）甲及び乙は、日頃から双方で連携し、電力需要状況の見通しを分かりやすく開示する。
- （3）甲は、乙から提供を受けた電力需要データを活用し、節電行動を促す取組を検討していく。

(電力需給ひっ迫時における連絡体制)

第4条 甲及び乙は、電力需給ひっ迫時における連絡体制を構築する。

(節電要請時における情報連携)

第5条 甲及び乙は、電力需給ひっ迫のリスクが高まり、広く節電要請が必要と判断した場合には、次に掲げるとおり、節電に関する情報を相互に提供し、自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- (1) 乙は、電力の需給見通し、節電が必要なレベル(期間、節電量など)を適宜甲に情報提供する。
- (2) 甲は、乙から入手した情報を区市町村に提供するとともに、区市町村と連携し、都民・事業者等への節電対策の周知に努める。
- (3) 甲及び乙は、電力需給のひっ迫度合いを考慮し、都民・事業者等に対し、分かりやすい節電行動を示し、積極的に働きかけを行う。
- (4) 甲は、電力需給のひっ迫度合いに応じ、甲の所有又は使用する施設に対して、節電対策を指示し、同対策を実施する。

(再生可能エネルギー電源創出の最大化)

第6条 甲及び乙は、次に掲げる役割に基づき、再生可能エネルギー電源創出の最大化を図る。

- (1) 甲は、太陽光発電設備の普及拡大に向け、甲が所有する施設への太陽光発電設備の設置拡大に向けた取組を推進する。
- (2) 乙は、太陽光発電の導入拡大に向け、利用者がイニシャルコストを必要としないで太陽光発電設備を設置できるPPA事業の拡大に努める。また、都外に太陽光発電設備を設置し、発電した再エネ電気を都内や都外に送るオフサイトPPA事業についても広く周知し、再生可能エネルギーの利用拡大に努める。

(蓄電池・水素を活用した蓄電機能の創出)

第7条 甲及び乙は、水素を活用した熱需要のカーボンニュートラル化や水素及び蓄電池(EVによるV2Hを含む)の導入拡大等による蓄電機能の創出に向け、双方で連携してまちづくりを通じた地産地消システムの構築を目指す。

(自動車のゼロエミッション化への取組)

第8条 甲及び乙は、次に掲げるとおり、自動車のゼロエミッション化に向けた充電インフラの普及拡大に努める。

- (1) 甲は、管理組合の負担が大きくEV充電設備の導入が進んでいない集合住宅について、負担を大幅に軽減する新たなビジネスモデルの活用に向け、取組の企画や全体調整を行う。
- (2) 乙は、集合住宅へのEV充電設備の導入加速に向け、甲が企画、全体調整を行う官民連携の取組への参画等を通じ、管理会社等への働きかけを行う。

(3) 甲及び乙は、EV急速充電設備の導入を加速するため、道路等都内の設置ポテンシャルの活用に向け双方で連携し、関連事業者との連携により取組を促進していく。

(無電柱化等の推進による都市防災機能の強化)

第9条 甲及び乙は、東京都無電柱化計画の実現や、DXの活用等による防災対策の強化に向けて、双方で連携して取組を推進する。

(電気料金への対応)

第10条 甲及び乙は、省エネの推進や効率的な電気の使用により、利用者への負担軽減となるよう最大限に努める。

(再生可能エネルギーの系統接続の最大化)

第11条 乙は、国や電力広域的運営推進機関の審議会等の結果に基づいて、既存系統の空き容量を有効活用するコネク&マネージを推進し、再給電方式の導入や市場主導型の混雑管理への転換を進めることで、迅速かつ経済的に再生可能エネルギーの導入拡大を図っていく。

(広域的な電力融通による出力抑制の最小化)

第12条 乙は、国や電力広域的運営推進機関の審議会等を踏まえ、電力広域的運営推進機関が策定したマスタープランに基づいて、費用対便益の高い地域間連系設備等の増強を推進していく。

(実施体制)

第13条 甲及び乙は、各条に掲げる事項の具体的な取組について、この協定による連携を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(本協定に基づく取組)

第14条 本協定に基づく甲及び乙の取組は、電気事業法その他の関係法令を遵守した上で、技術的・経済的観点から合理的に可能な範囲において実施されるものとする。

(秘密保持)

第15条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第16条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。
ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更)

第17条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(協議)

第18条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。
本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

令和4年6月24日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
乙 東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明